

佐野市「赤ちゃんの駅」事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市内の公共施設及び民間施設を授乳やおむつ替え等のできる場所「赤ちゃんの駅」として登録することにより、乳幼児連れの親子が安心して外出できる環境の整備を図るとともに、社会全体で子育てを応援する意識の醸成を図ることを目的とする。

(「赤ちゃんの駅」の要件)

第2条 この要領において、「赤ちゃんの駅」とは、次の各号のいずれか一方、又は両方の提供が可能な施設であること。ただし、専用の場所であることを要しないものとする。

- (1) おむつ替えのための場所（ベビーシート、ベビーベッドその他これらに準ずる設備を有すること。）
- (2) 授乳するための場所（利用者が外部の目を気にせずに授乳ができること。）

なお、対応可能な場合のみ、ミルク用お湯の提供ができる。ただし、厚生労働省のガイドラインに従い、70℃以上に保ち、沸かしてから30分以上放置していないものを提供できる場合に限る。

(利用対象者)

第3条 「赤ちゃんの駅」を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、おむつ替え又は授乳を目的とする乳幼児連れの保護者とする。

- 2 「赤ちゃんの駅」を利用する料金は、無料とする。

(「赤ちゃんの駅」の登録)

第4条 「赤ちゃんの駅」の登録をしようとするものは、「赤ちゃんの駅」登録申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 前項の申請書の提出があったとき、市長は、その内容について審査し、要件を満たすと認めるときは、「赤ちゃんの駅」として登録するものとする。

(登録事項の変更等)

第5条 「赤ちゃんの駅」の登録をしたものは、申請書の内容を変更しようとするとき、又は登録を廃止しようとするときは、「赤ちゃんの駅」登録（変更・廃止）届（別記様式第2号）により、市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、登録した「赤ちゃんの駅」が要件を満たさないことが明らかになったとき、又は「赤ちゃんの駅」を登録した施設（以下「登録施設」という。）として適当でないと認めるときは、登録を解除することができる。

(施設の管理及び利用の制限等)

第6条 登録施設は、その施設を管理するもの（以下「管理者」という。）の責任において管理するものとし、管理者は、「赤ちゃんの駅」の設備の維持管理及び衛生管理並びに利用者の安全確保に十分な配慮を行わなければならない。

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、「赤ちゃんの駅」の利用を制限し、又は利用者に退去を命ずるなど必要な措置を講ずるものとする。

(1) 安全性の確保や適正な衛生管理を行う上で、重大な支障があると認められるとき。

(2) 利用者が管理者の指示に従わなかったとき。

(3) 臨時的に施設を休業するとき。

(4) その他施設管理上の支障があるとき。

(利用者の遵守事項)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 施設又は設備を破損し、又は汚さないこと。

(2) 指示された範囲以外の場所を利用し、又は許可なく立ち入らないこと。

(3) 汚物等は、持ち帰ること。ただし、「赤ちゃんの駅」を設置する者が認める場合はこの限りでない。

(4) 「赤ちゃんの駅」を利用する際の乳幼児及び利用者の安全は、利用者の責任において確保すること。

(表示)

第8条 登録施設は、市長が交付する「赤ちゃんの駅」を示す表示物を施設の出入口その他利用者の確認しやすい場所に表示するものとする。

(実施状況の報告等)

第9条 市長は、管理者に対して、必要に応じ実施状況について報告を求めることができるものとする。

(広報等)

第10条 市長は、市の広報、ホームページ等により登録施設について市民に広く周知するものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に際し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年3月22日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年7月1日から実施する。